

【後期高齢者医療】

被保険者証の更新について

現在お持ちの被保険者証(青色)の有効期限は**令和5年7月31日**です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	見本
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発給期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合 見本

○被保険者証の更新

新しい後期高齢者医療被保険者証(以下、「被保険者証」)は、7月下旬に送付します。8月以降に医療機関などで受診される際には、必ず新しい被保険者証を窓口に表示してください。

○一部負担金の割合の見直し

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年(令和4年中)の所得により毎年判定するため、割合が変更になる場合があります。

【一部負担金の割合】

- ◆「3割」：現役並み所得者
- ◆「2割」：一般Ⅱ
- ◆「1割」：一般Ⅰ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ

※新しい被保険者証はクリーム色です。

令和5年度後期高齢者医療保険料のお知らせ

(保険料の決定通知書は、7月下旬に送付します。)

■保険料の計算方法

$$\text{一人当たりの年間保険料 (※限度額66万円)} = \text{均等割額 47,500円} + \text{所得割額 (賦課のもととなる所得金額-43万円)×9.50\%(所得割率)}$$

※一人当たりの年間保険料は、100円未満を切捨てます。

※保険料は対象年度(4月から翌年3月までの12か月)として計算され、年度の途中で加入された場合は、加入された月から計算されます。

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額等(雑所得・事業所得・給与所得等の総所得金額と分離課税の株式の譲渡所得、土地建物等の譲渡所得、山林所得等の合計額)から、地方税に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

※分離課税の所得がマイナスの場合は0円として合算します。

※所得の低い人は、世帯の所得水準に応じ均等割額が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください。

■保険料の納め方

特別徴収 年金から天引きされます。

普通徴収(納付書) 本庁・各振興センター、納付書に記載された金融機関・コンビニエンスストア等で納めてください。

(口座振替) 登録口座から振り替えます。

※口座振替日(納期限)の前日までに残高をご確認ください。

<ペイジー口座振替受付サービスのご案内>

口座振替の登録方法は、従来の口座振替依頼書による手続きに加えて、ペイジー口座振替受付サービスを行っています。口座名義人本人が役場の担当窓口でキャッシュカードを持参し、暗証番号を専用端末に入力していただくことで口座振替の登録をすることができます。

ただし、このサービスが利用できる金融機関は、下記の「★利用可能な金融機関」に限ります。

★利用可能な金融機関

晴れの国岡山農協・ゆうちょ銀行・中国銀行・津山信用金庫・トマト銀行・鳥取銀行